

郡山市観光案内所内の
物販スペースを核とした
周遊促進事業企画業務
公募型プロポーザル

仕様書

令和4年12月
郡山市観光課

目次

第1	総則.....	2
1	本仕様書の位置づけ.....	2
2	物販スペースの概要.....	2
3	リニューアル事業コンセプト.....	2
4	オープンまでのスケジュールについて.....	3
5	事業目的.....	3
第2	委託業務の内容・要求水準等.....	4
1	周遊促進事業の企画.....	4
2	周遊促進事業ツールの開発.....	4
3	事業実施に必要な備品・消耗品の購入.....	4
4	リニューアル動画の作成.....	4
5	リニューアル事業の周知.....	4
6	その他留意事項.....	4
第3	成果品.....	5
1	完了検査.....	5
2	成果品の規格及び提出先.....	5
第4	その他留意事項.....	5

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、一般社団法人郡山市観光協会（以下「観光協会」という。）事務所及び郡山市観光案内所（以下「案内所」という。）リニューアル事業に伴い、新設する物販スペースを核とした周遊促進企画業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、募集要項、その他発注者が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 物販スペースの概要

運営事業者（予定）	ヘルベチカデザイン株式会社（契約候補者）
場 所	郡山市燧田 197-1（郡山駅本屋 2 階）
コンセプト	ただ「モノ」を売るだけではなく、地域の素晴らしさを伝達し、人と地域を繋ぎ込む新しい「場」となる
魅力溢れるショップを目指すための施策	・「郡山のロングライフデザイン」と「東北のロングライフデザイン」を発掘し、発信する。 ・リサイクル、アップサイクルへの取り組み ・ロングライフデザインの研究所がキュレーションする品々
その他	・「d design travel 福島号」との関係を増強する ・物販から観光につなげるための仕掛けを取り込む店づくり ・シームレスな関係から生み出されるゆとりある空間環境を生み出す

上記内容を勘案して、提案すること。なお、運営事業者と連携して事業を遂行すること。

なお、契約候補者と協議が整わない場合、契約締結に至らない場合がある。その場合、本業務の本仕様書等を見直す場合がある。

3 リニューアル事業コンセプト

事業コンセプト：東北のヒト・コト・モノを紡ぐ“ワクワク”する観光拠点

観光協会及び案内所は、東北の玄関口として、また、独立行政法人国際観光推進機構が認定する広域情報拠点として、郡山を中心とした東北の輝くヒト、楽しいコト、良いモノを紹介するとともに、訪れた方がこの場所をきっかけに郡山を知り、誰かに話したくなるような場所を目指すことから、本業務についても、当該コンセプトに沿った提案とすること。

名 称	観光協会事務所・案内所	物販スペース（旧びゅうプラザ）
住 所	郡山市燧田 197-1（郡山駅本屋 2 階）	
延床面積	70.42 m ²	80.73 m ²

4 オープンまでのスケジュールについて

日程	内容
令和4年11月	リニューアル事業の設計開始
令和4年12月	設計事業者と本業務受託者との協議
令和4年12月末	設計完了
令和5年1月	リニューアル事業の施工開始
令和5年3月	施工完了・引き渡し・引越
令和5年3月17日（金）以降	リニューアルオープン

上記スケジュールを参考に事業スケジュールを構築すること。

5 事業目的

- (1) 物販スペースや案内所を訪れた利用者が街に繰り出したくなる仕組みの構築
- (2) 郡山市や物販スペースを訪れたくなる仕組みの構築
- (3) リニューアル事業の周知及び誘客

※ 本業務は、令和5年度に利用者自ら利用できるもの、物販スペースの運営事業者や観光協会及び案内所職員が実施できるものを想定しており、年度内に企画・構築するものである。なお、令和5年度の運用の費用が生じる場合については、提案に合わせて提出すること。

第2 委託業務の内容・要求水準等

1 周遊促進事業の企画

- (1) 物販スペースを核とした周遊促進事業を企画し、提案すること。
例) ライブコマース、インスタライブ、ブラウザ版周遊システム構築 など
- (2) 提案については、自由提案とするが、一過性のイベントではないこと。
- (3) 提案した企画については、発注者と協議の上、実施内容を決定する。

2 周遊促進事業ツールの開発

- (1) 提案した周遊促進事業ツールを開発すること。
- (2) 開発する周遊促進事業ツールが、ICTやDXツールを使用するものである場合、β版のリリースまでを事業期間内に完了させ、正式リリースは令和5年度になっても差し支えない。
- (3) 令和5年度に正式リリースする場合、令和5年度の費用は無償とする。

3 事業実施に必要な備品・消耗品の購入

- (1) 必要に応じて備品や消耗品を購入すること。
- (2) 購入した備品は、発注者の所有とし、観光協会で管理する。

4 リニューアル動画の作成

- (1) リニューアル事業に伴い、誘客を図るための動画を2本（3分程度の動画、ショート動画）作成すること。なお、動画企画の内容については、提案すること。
- (2) 提案された中から、発注者と協議の上決定した動画企画の内容の動画を撮影すること。
- (3) 撮影に当たっては、ロケハンの上、絵コンテを作成すること。
- (4) 出演者等の費用負担及び調整を行うこと。
- (5) 動画の閲覧者を増やすための方策を提案の上、実施すること。
- (6) 動画の著作権及び使用権限については、発注者に帰属する。

5 リニューアル事業の周知

- (1) リニューアル事業を広く周知するための方策を提案し、実施すること。
例) ポスターの作成・配布、SNS等の広告
- (2) 制作物等が生じる場合、納品すること。

6 その他留意事項

- (1) 提案の上限額の範囲内で独自の提案を実施することができる。
- (2) 受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。

第3 成果品

1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。

No	成果品	様式 形態	必要 部数	提出 期限
1	動画	MP4	—	令和5年3月10日
2	実施報告書	任意	2部	令和5年3月末日
2	打合せ記録簿	任意	2部	
3	電子データ	任意	一式	
4	その他委託業務の中で生じた成果品	任意	—	

2 成果品の規格及び提出先

(1) 成果品の規格

原則、成果品はA4版、縦型、横書きとし、製本や綴じ込みが必要なものについては、左綴じとする。なお、A3版資料がある場合の取扱い等については、協議により詳細を決定する。

また、つづりは適宜分冊し、背表紙やインデックスを用いてわかりやすくまとめること。

(2) 提出先

郡山市産業観光部観光課 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎 4階

(3) 電子データ

成果品については、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データについても提出すること。AIデータで作成したものは、AIデータを提出すること。なお、納品する電子データの形式については、双方協議の上、決定する。

第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。発注者との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 過去の成果品など発注者から提供可能な資料については、可能な限り提供する。
- 4 本業務の実施に当たっては、発注者の担当職員等と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 5 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 6 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 7 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用す

る場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

8 本業務の履行にあたり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

9 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。